

令和5年度安全装置等導入促進助成金交付要綱

一般社団法人 栃木県トラック協会

(目 的)

第1条 この要綱は、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の定めた安全装置等導入促進助成金交付要綱に基づき、一般社団法人栃木県トラック協会（以下「栃ト協」という。）が行う、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、安全装置等（後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置、呼気吹込み式アルコールインターロック装置、I T機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器、トルク・レンチ）（以下「装置」という。）に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進する事を目的とする。

(対象装置)

第2条 助成の対象となる安全装置等は、次に掲げる装置とする。
なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両法の保安基準に抵触しないことを条件とする。

- (1) 後方視野確認支援装置
- (2) 側方視野確認支援装置
- (3) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置
- (4) I T機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器
- (5) トルク・レンチ（トルクセッター型インパクトレンチを含む。）
※(2)については、車両総重量7.5t以上の事業用貨物自動車の左側に側方カメラを装着した場合に限り、助成対象とする。
※(4)については、安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）が導入した場合に限り、助成対象とする。
※(5)については、車両総重量8t以上の事業用貨物自動車を管理する事業所が導入した場合に限り、助成対象とする。

2 前項(1)～(4)については、全ト協が定める別紙「安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧」に記載のある装置を助成対象とする。
(5)トルク・レンチについては、大型車用（「600N・m」以上の締め付け能力を有するもの）を助成対象とする。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、装置の装着・導入を行った会員事業者とする。

- 2 会員事業者（以下「事業者」という。）は、助成金を申請する時点で栃ト協に加入している事業者を言う。但し、新規加入した事業者については、入会后導入したものを対象とする。
- 3 栃ト協会費等の未納がある事業者は、その限りではない。

(助成交付額)

第4条 交付する助成金額は、事業者が新たに装着・導入した第2条の基準に適合する装置に対して、次に定める額を交付する。ただし、国からの補助金が交付された装置に対しては全ト協の助成金は交付しない。また申請は1事業者あたり対象装置10台を上限とする。

- (1) 後方視野確認支援装置は、以下に該当する場合に助成対象とする。
 - ①後方視野確認支援装置は、新たに後方視野確認のためのカメラ及びモニターを同時に導入した場合には、当該支援装置の取得価格総額の1

- ／2（上限3万円）を助成する。
- ②側方視野確認支援装置が既に取り付けられている車両に、後方視野確認のためのカメラ（およびモニター）を新たに導入した場合には、その取得価格の1／2（上限3万円）を助成する。
- (2) 側方視野確認支援装置は、以下に該当する場合に助成対象とする。
- ①側方視野確認支援装置は、新たに側方視野確認のためのカメラ及びモニターを同時に導入した場合には、当該支援装置の取得価格総額の1／2（上限3万円）を助成する。
- ②後方視野確認支援装置が既に取り付けられている車両に、側方視野確認のためのカメラ（およびモニター）を新たに導入した場合には、その取得価格の1／2（上限3万円）を助成する。
- ※後方視野確認支援装置（カメラ及びモニター）及び側方視野確認支援装置（カメラ及びモニター）を新たに同時に導入した場合には、当該支援装置の取得価格総額の1／2（上限6万円）を助成する。この場合、当該二つの支援装置を1台のモニターで兼用する支援装置でも当該支援装置の取得価格総額の1／2（上限6万円）を助成する。
- (3) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置は、当該支援装置の取得価格総額の1／2（上限3万円）を助成する。
- (4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器は、車両に装着する装置ではないが、事業用トラック1台につき1台を上限に、当該支援装置の取得価格総額の1／2（上限3万円）を助成する。
- (5) トルク・レンチは、車両総重量8t以上の事業用貨物自動車を管理する事業所に1台を上限に、当該支援装置の取得価格総額の1／2（上限3万円）を助成する。
- 2 前項の取得価格には、機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとする。なお、取付工賃や消費税は取得価格に含まない。
- 3 故障等により装置のいずれかを改めて導入（買い替え）するような場合、既に導入されていた当該装置に対する本助成事業の適用の有無に関わらず、カメラ及びモニターの同時導入、またはカメラの導入についても前2項を適用するものとする。

（助成交付額内訳）

- 第5条 助成交付の内訳については、全ト協：機器取得価格の2分の1（上限2万円、千円未満は切り捨てる）、栃ト協：1万円とする。
但し、導入装置の実費額（消費税抜き）が上記の助成金の額を下回る場合は、実費額（千円未満切り捨て）を交付する。

（助成金交付請求）

- 第6条 助成金の交付を申請する事業者は、栃ト協が指定する期日までに、様式F「令和5年度安全装置等導入助成金交付請求書」により、以下に掲げる添付書類を添えて助成金の交付を請求するものとする。
- (1) 第2条(1)～(3)の機器を装着した場合には次の①～④を添付書類とする。
- ① 購入の場合：請求書の写し、領収証の写し
リース・割賦の場合：契約書の写し、借受証等の写し
- ② 機器を装着した車両を導入した場合（新車標準装備やオプション装着等）は、請求明細書や主要装備一覧表等の機器詳細の記載がある書類（写）
- ③ 装着証明書の写し
- ④ 装着した車両の車検証の写し※令和5年1月4日以降に電子化された車検証の交付を受けた車両においては、「自動車検査証記録事項の写し」
- (2) 第2条(4), (5)の機器を導入した場合には次の①～③を添付書類とする。

- ① 購入の場合：請求書の写し、領収証の写し
リース・割賦の場合：契約書の写し、借受証等の写し
- ② 保有車両の車検証の写し（第2条（5）機器は、車両総重量8 t以上のもの）
※令和5年1月4日以降に電子化された車検証の交付を受けた車両においては、「自動車検査証記録事項の写し」
- ③ 第2条(4)機器は、Gマーク認定証の写し
第2条(5)機器は、「600N・m」以上の締め付け能力を有することが確認できる書類の写し（カタログ等）

（助成金交付対象期間）

- 第7条 前条の助成金交付対象期間を令和5年3月1日(水)から令和6年2月29日(木)までとする。
- 2 買取り及びリース・割賦いずれについても事業者が、対象期間内に新たに導入した装置については助成対象とする。
 - 3 期間内であっても助成枠に達した場合は、その時点で終了する。

（助成金の交付）

- 第8条 第7条の請求事業者に対し令和6年3月末日までに助成金を交付する。

（財産の処分制限）

- 第9条 事業者は、交付の対象となった装置の装着日または導入日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ栃ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

（助成金の返還）

- 第10条 栃ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。
- (1) この要綱に定める事項に違反したとき
 - (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、栃ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（雑 則）

- 第11条 栃ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

（附 則）

1. 本要綱は、令和5年4月1日より適用する。